

令和6年度補正予算 地産地消型資源循環加速化事業 公募要領

本事業は、地域で排出される資源性廃棄物の循環利用の推進につながる調査・分析・実証等のモデル事業の実施について、事業費等の支援を行うものです。

応募に当たっては、本事業の趣旨をご理解の上、本要領の内容を十分ご確認ください。また、応募に当たっては、本事業の趣旨をご理解の上、本要領の内容を十分ご確認ください。また、応募に当たっては、本事業の趣旨をご理解の上、本要領の内容を十分ご確認ください。

以下のとおり、本公募に関する説明会を開催いたします（出席は任意です）。

日時：令和7年5月8日（木）13時30分から

方法：Webexによるweb開催

申込：以下のフォームよりお申し込みください（Google フォームを使用）

<https://forms.gle/aQVEuCiudV2XwEhv6>

※Google フォームの使用が難しい場合は、事務局へメールでご連絡ください。

1. はじめに

循環型社会の形成に向けて、資源生産性や循環利用率を高める取組を一層強化するためには、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を推進することが重要です。そのひとつとして、資源循環の促進を通じて、地域の特性を活かした資源循環システムの構築と地域経済の活性化の両立を図ることが期待されています。

令和6年8月に策定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、「多種多様な地域の循環システムと地方創生の実現」が重点分野のひとつに掲げられました。これは、地域の循環資源や再生可能資源を活用し、再生材として新たな製品等の原料や肥飼料等を原材料とすることで、新たな付加価値や雇用を創出し、地域経済を活性化させることを目指すものです。

上記のような背景から、本事業では、地域における地産地消型の資源循環システムの構築・拡大に向けて、地域で排出される資源性廃棄物を対象に、回収・選別・再資源化等に係る技術面での実施可能性調査等のモデル事業を実施する事業者等を募集します。

なお、本モデル事業に関する事務は、環境省発注業務「令和6年度補正予算地産地消型資源循環加速化支援等業務」の請負者である、日本エヌ・ユー・エス株式会社及び公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下、「事務局」といいます。）が実施します。

2. 対象事業

(1) 事業の内容

対象とする事業は、以下のとおりとします。

ア 対象とする廃棄物

地域で排出される資源性廃棄物であって、従来、焼却・埋立てされているもの

※ 資源性廃棄物の例は、以下のとおりです。

家庭・産業から排出される再資源化が困難な複合素材（金属・木材・プラスチック等）、焼却灰、建設系の木質廃棄物、SAF原料 等

※ 本例示によらず、地域で排出される資源性廃棄物を広く対象とします。

イ 対象とする事業内容

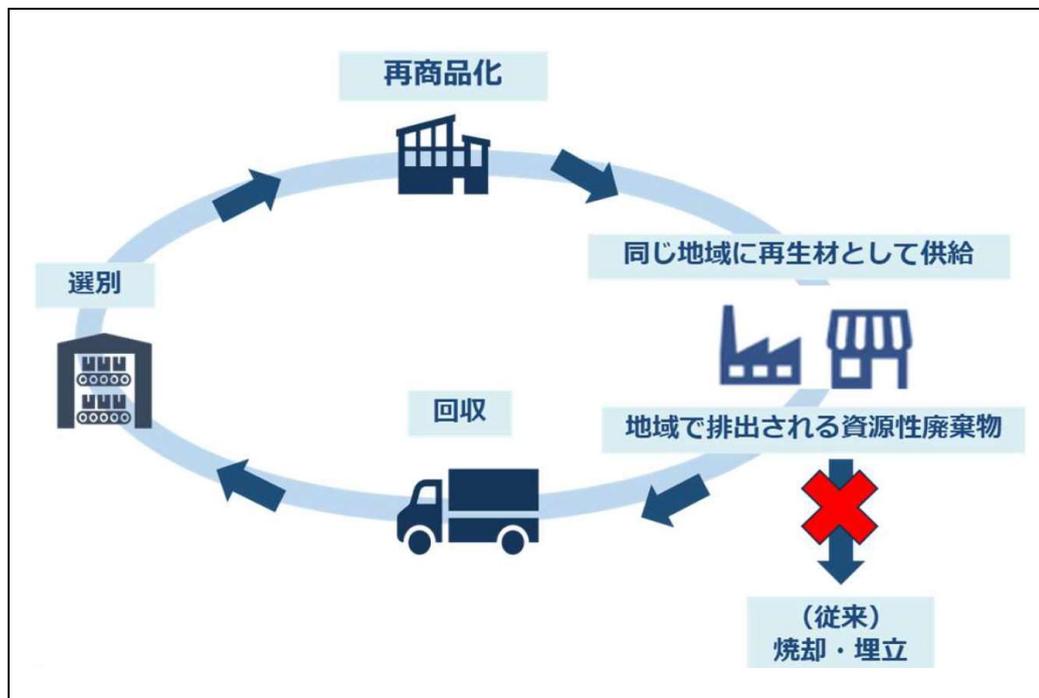
「地域で排出されるアに記載の廃棄物が、回収・運搬・分別・選別・再資源化等を経て、同じ地域に再生材等として供給される資源循環スキーム」の構築・拡大につながる、実施可能性調査や実証等のモデル事業の実施

※ 地域の状況等により、資源循環の過程が同一都道府県内で完結しない場合も想定されることから、近接する都道府県や地方を含めた事業についても対象とします。

※ 対象とする事業は、以下に示す「地域における資源循環のイメージ」における、全体又はいずれかの過程に位置づけられるものを想定しています。

※ 以下の例示によらず、資源性廃棄物の地域における資源循環につながる事業を広く対象とします。

■ 地域における資源循環のイメージ



令和7年度環境省重点施策集より引用

■ 事業内容の一例

- 製造工場で発生する廃棄原料の再資源化に係る実施可能性調査
 - 家庭や飲食店から排出される廃食油の効率的な回収方法の調査・実証
 - 建設現場で発生する複合廃棄物の効率的な分別・処分方法の調査・検討
 - 地域における効果的な資源循環スキーム構築のための調査・検討・実証
- ※ 記載の内容はあくまで一例であり、多様な視点での提案を広く募集します。

(2) 事業実施者

事業実施者は、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人のいずれかとします。なお、代表となる実施主体を定めた上で、複数の実施主体による共同での応募も可能とします。

(3) 事業実施期間

事業採択日から令和8年1月30日（金）まで

(4) 事業の採択件数

7件程度を予定

(5) 事業費支援

採択事業全体で、総額7,000万円（税込）を上限として、対象経費を支援します。対象経費の詳細については、「3. 対象経費」をご参照ください。

なお、1事業あたり1,000万円（税込）程度を上限額としますが、採択件数や採択事業の内容によっては、上限額がこれを上回る場合もあります。上限額は、審査において、事業ごとに決定します。

(6) 打合せ等

事業実施者には、事業実施期間中、事業の進捗確認及び技術的支援等のため、原則として、web会議による打合せ3回程度、現地での対面打合せ1回程度を実施します。

また、事業実施者から要望がある場合には、必要に応じ、事業実施者ごとに数回程度を目安として、個別に相談の受付及び支援を行います。

(7) 事業成果の報告

事業実施者には、モデル事業終了後、A4用紙数枚程度及びパワーポイント（事務局指定フォーマット）1枚程度で、事業概要・成果等について報告いただきます。

3. 対象経費

(1) 対象経費

モデル事業の実施に直接必要と認められる費用であって、添付資料1に掲げる費目に該当するものについて、上限額の範囲内で、事務局が事業費を支払います。

最終的な支払い金額は、対象経費について、上限額の範囲内で、事業実施者の支出根拠資料等に基づき、確定します。なお、事業の中で収益が発生した場合は、収益分を差し引いて確定します。

また、モデル事業に要した費用であっても、添付資料1に掲げる項目に該当しない費用、支出根拠資料等により支出の事実及び妥当性が確認できない費用等は対象となりませんので、あらかじめご留意願います。

(2) 対象経費の支払い

事業費の支払いは、原則として、モデル事業終了後に事務局から行います。なお、事業実施者は、事業採択後に、事務局との間で事業費の支払いに関する契約を締結いただく必要がありますので、あらかじめご承知願います。

4. 選定方法

(1) 選定方法

対象とするモデル事業は、有識者を委員とする審査会において、選定基準に基づき応募書類の内容を審査し、決定します。選定基準は、添付資料2のとおりです。

(2) 選定結果

選定結果は、全ての応募者に対し、電子メールでご連絡いたします。なお、審査内容に関するお問合せへのご回答は出来かねますので、あらかじめご了承ください。

5. 応募方法

(1) 公募期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月28日（水）16時まで（必着）

(2) 応募方法

申請様式に必要事項を記入の上、申請様式一式を添付して、以下の両アドレスへ電子メールで提出してください。

応募先：環境省環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室 hairi-recycle@env. go. jp 事務局（日本エヌ・ユー・エス株式会社） chisan-junkan@janus. co. jp
--

(3) 問合せ先

本モデル事業に関するお問合せや応募に関するお問合せは、以下の連絡先までお願いいたします。

問合せ先：事務局（日本エヌ・ユー・エス株式会社）

E-mail：chisan-junkan@janus.co.jp

※ お問合せは、原則メールにてお願いいたします。

※ 電話連絡をご希望の場合は、メールにその旨ご記載願います。

6. その他

- (1) 応募者は、応募に当たり、暴力団排除に関する誓約事項（添付資料3）へ同意いただきます。
- (2) 応募者は、応募に当たり、モデル事業が採択された場合の、2(6)に記載の打合せ及び事務局が必要と認める実施状況確認等への対応について同意いただきます。
- (3) 応募者に対して、応募書類の受付後、応募書類の補正や説明、追加資料の提出を求める場合があります。
- (4) 事業実施においては、2(6)に記載の打合せに加え、事務局が必要と認める場合に、実施状況確認等を行う場合があります。
- (5) モデル事業実施の流れ及び事業費の支払いに関する詳細については、事業採択後、事業実施者へ事務局からご連絡いたします。

以上

事業費支援の対象となる経費

事業費支援の対象となる経費は以下のとおりです。なお、対象経費として認められるには、支出根拠書類等において支出の事実と妥当性が確認できる必要があります。

また、支出の内容により、個別の判断を要する場合がありますので、対象経費や支出根拠書類について判断に迷う場合は、その都度、事務局へ確認をお願いいたします。

費目	該当する費用の例
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ○事業に直接従事した者の人件費で、主体的に担当する者の経費（ただし、地方公共団体職員の賃金は除く） <ul style="list-style-type: none"> ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他団体からの出向者の経費等 ・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に業務を担当する者の経費 ・アルバイト、パート、派遣社員 ・事務補佐員等
業務費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費に関わる以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するに当たり外国・国内出張（航空運賃の場合はエコノミークラス）又は移動に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・上記以外の事業への協力者に支払う、事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・外国からの招へい経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・赴帰任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等
諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金、個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等）、データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等（個人に委嘱するものを想定）
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会開催費、会場借料、会議等に伴う飲食代、機材借料等
備品費 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ○備品の購入は原則認めない（備品とは、取得価格が5万円以上の物品であって、消耗品に該当しないものをいう） ○事業の実施に必要な設備・備品をリースやレンタルによる調達である場合は、借料・損料の対象
借料・損料 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ○業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料 <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用に係る経費、倉庫料、土地・建物借上料等

業務費	消耗品費	○取得価格が5万円未満の物品 ○取得価格が5万円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は本事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は消耗品として構わない（消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、試作品等）
	通信運搬費	○事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等
	印刷製本費	○事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製本代等
	光熱水費	○事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費
	その他	○上記の項目以外に、事業の実施に直接必要な経費等 ・施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上） ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・保険料（事業に直接必要なもの） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により「旅費」に計上するものを除く）
	外注費	○外注に関わる以下の経費等 ・事業に直接必要な装置のメンテナンス・データの分析、通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の外注に係る経費等
一般管理費	○事業を行うために必要な事務用品費、郵送費、印紙代等 ・精算額又は消耗品、人件費、謝金、旅費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水費、その他の合計×15%により算出された額のいずれか低い額	
共同実施費	○事業の一部を第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費（間接経費相当分を含む）	

※1 設備の購入費、改良費等の資産を形成する経費及び本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません。

※2 「環境省調達関係通知等（委託費関係）」もあわせて参考としてください。

http://www.env.go.jp/kanbo/shotatsu/category_03.html

事業選定基準

項目		評価の観点	配点
1. 事業の概要			
①	事業の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・目的は、本公募事業の背景を踏まえて設定されているか。 ・目標や到達点は明確で、地域における資源循環の推進につながるものか（将来的に見込まれるものを含む）。 	10
②	事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に必要な人員が確保され、各従事者や共同実施者・委託先等との役割分担は明確か。 ・事業の実施に必要な知識・経験・ノウハウを有するか。 	5
③	事業の内容	<p>【調査事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の項目や範囲は具体的で、事業者等による事業化に向けた課題やロードマップ等を踏まえて設定されているか。 ・調査の結果を基に事業者等が実施しようとする事業は、事業形態や事業採算性の観点で、実現可能なものか。 ・調査内容は、地域の資源循環スキームの構築に対する貢献の視点があり、かつ、本公募事業で支援する意義があるか。 <p>【実証事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源循環における現状・課題を的確に把握し、その課題の解決につながる事業内容であるか。 ・事業内容は、事業者等の事業化に向けた課題の解決・検証につながるものか。 ・事業内容は、地域の資源循環スキームの構築に対する貢献の視点があり、かつ、本公募事業で支援する意義があるか。 	20
2. 事業の実施方法			
①	対象とする資源性廃棄物と選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で排出される資源性廃棄物を対象としているか。また、選定理由は、具体的で妥当なものか。 ・選定する資源性廃棄物について、地域における資源循環の観点から、現状・課題・事業の必要性が検討されているか。 	10
②	実施方法の詳細と理由	<p>【調査事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする地域や資源性廃棄物の現状・課題を的確に把握し、地域における資源循環スキームの構築を踏まえた調査項目・調査手法であるか。 ・事業者等における事業化の課題と解決策を明確化できる調査手法がとられているか。 ・調査対象者等との必要な連携体制の構築が見込まれるか。 <p>【実証事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする地域における回収、選別、再資源化の現状・課題を的確に把握し、課題の解決につながる手法であるか。 ・事業者等における事業化の課題と解決策を検証できる手法であるか。 ・関係主体等との必要な連携体制の構築が見込まれるか。 	20

③	適正処理及び環境影響への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・調査内容又は実施する事業により、対象とする資源性廃棄物の適正な処理が可能であるか。 ・調査内容又は実施する事業により、生活環境保全上の支障が生じるおそれはないか。 	10
3. 事業の効果			
①	対象とする地域の特性の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で排出される資源性廃棄物を有効に活用する取組であり、循環経済への移行に貢献するものであるか。 ・地域の特性を活かした事業内容であるか（将来的な見込みがあるものを含む）。 	5
②	対象とする地域の地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたり、地域経済への貢献の視点があるか。 ・地域経済の活性化につながる事業内容であるか（将来的な見込みがあるものを含む）。 	5
③	事業の継続性・展開性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業採算性を含め、モデル事業終了後に、調査内容を踏まえた事業化や実証事業内容の継続・発展が見込まれるか。 ・特定の事業者や地域に限定されず、類似の業態や同様の課題を有する地域への展開が可能なものであるか。 	5
4. 事業の実施計画等			
①	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールは具体的で実施可能なものか。 	5
②	事業に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容を踏まえて不適切な費用の計上がないか。 	5

※ 「調査事業」とは実施可能性調査等の調査を主とするモデル事業、「実証事業」とは地域における実証を主とするモデル事業をいい、応募内容に応じた評価の観点で審査を行います。

※ 配点5点の場合、秀：5点、優：4点、良：3点、準良：2点、可：1点、不可：0点、の6段階評価とし、配点10点、20点の場合は評価点を2倍、4倍して得点を算出します。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

以上